

福島復興再生特別措置法の改正を求める意見書

東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故から3年9か月が経過した。当県では、いまだに原子力災害が収束していないことに加え、県内外に12万人を超える県民が避難生活を余儀なくされているなど、極めて厳しい状況が続いている。

今後、避難住民がふるさとに帰還するためには、当該住民の生活や雇用を支える場となる新たな拠点（復興拠点）や関連するアクセス道路等の整備が必要であり、既に避難地域の多くの市町村が復興計画等に復興拠点整備を位置づけているところである。

また、避難指示に伴い、多くの地元企業が移転・休止している状況にある中、避難解除区域等における産業の再生・雇用の創出を図るために、地元企業による元の場所での事業再開を強力に後押しするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2014」にも位置づけられた福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の推進などを通じてロボット産業を始めとした新たな産業の創出を図る必要がある。

よって、国においては、福島復興再生特別措置法の改正により、避難地域における復興拠点の整備や同地域における産業復興を推進し、もって当県全体の復興・再生を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 避難地域における復興拠点の迅速な整備のため、事業用地の全面買収を可能にする新たな制度や税制上の特例措置（譲渡所得の5,000万円特別控除等）を創設すること。
- 2 避難者の帰還に向けた環境を整備するため、福島再生加速化交付金を法制化とともに、必要な交付対象事業の追加等の制度改善を行うこと。
- 3 避難地域における地元企業の事業再開を強力に支援するための新たな税制上の特例措置（いわゆる「福島再開投資等準備金」制度）を創設すること。
- 4 イノベーション・コースト構想を政府一丸となって計画的に推進するための規定を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 あて
経済産業大臣
国土交通大臣
復興大臣

福島県議会議長 平出孝朗